

社会福祉法人 大和福寿会

評議員・役員の旅費等に関する規程

評議員・役員の旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和福壽会（以下「法人」という。）の定款の規定により法人の評議員及び役員の旅費等に関する基準等を定めるものである。この規程に記載のない事項については、法人の旅費規程を準用するものとする。

(評議員旅費等基準)

第2条 定款第8条第2項の規定による評議員の旅費等について、以下のとおり定める。

評議員の出張旅費・日当等（1日あたり）

名 称	旅 費	宿泊費	日 当	そ の 他
評 議 員	実 費（旅費規定程による）	15,000 円	10,000 円	実 費

(役

員旅費等基準)

第3条 定款第22条第2項の規定による役員旅費等について、以下のとおり定める。

役員の出張旅費・日当等（1日あたり）

名 称	旅 費	宿 泊 費	日 当	そ の 他
役員(非常勤)	実費(旅費規定程による)	15,000 円	10,000 円	実 費
会 長	〃	20,000 円	15,000 円	〃
業務執行理事	〃	17,000 円	12,000 円	〃

(交通手段の基準)

第4条 交通手段の基準について、以下のとおり定める。

急行料・特別急行料・新幹線料・航空代支給基準

キロ数区分	指 定 列 車 料 ・ 航 空 代 区 分
片道 50 k m以上	急行料
片道 100 k m以上	特別急行料
片道 100 k m以上	新幹線料（新幹線運行のない地域は特別急行料）
片道 600 k m以上	航空代（沖縄、九州、四国、北海道）

H29.3.12 制定評議員・役員の旅費等に関する規程 (H29.4.1 施行)

(改廃)

第4条 この規程は、理事会の決議により評議員会に付議し、評議員会で議決によるものとする。

附則

1. この規則は、平成29年3月12日に制定し平成29年4月1日より施行する。